

中央大法科大学院教授

もりのお 信 茂樹



# 私の視点

特別会計の「仕分け人」として、10月下旬の菅政権の事業仕分けに参加した。正直なところ、「本質を突いた議論が行われたのか」という疑問を感じた。多くの国民が同じ感覚を持ったのではないか。

スーパー堤防やジョブカード制度などの無駄な事業の廃止は決まった。特会傘下にある法人などへの優先的な発注や大量の天降りも明白になった。しかし、仕分けの結果、出てきた財源はあまりに少ない。「特別会計の闇を解明する」という意気込みや期待を満足させるものではなかった。最大の要因は、特別会計を支える特定財源問題への追及の甘さだと考えている。

特定財源は特定の歳出に充てるとされる特定の歳入のこと。「受益を受ける人が必要な財源を負担すべきだ」という考え方が残っている。受益と負担のバランスにより無駄な歳出が排除されるというガバナンス（統治能力）が機能する。それなりに合理性のある制度だが、2008年に国民的議論となった道路特定財源に見られるように、無駄の温床になりうる制度でもある。常に厳しい見直しが必要だ。

現在も特定財源はエネルギー対策特別会計（エネ特）の電源開発促進税と石油石炭税、空港整備特別会計の航空機燃料税などにあるが、今回の仕分けでは、制度見直しや一般財源化の議論は少なく、結果としてすべて温存されるといったことになった。

石油石炭税収（10年度予算額4800億円）に依存するエネ特のエネルギー需給勘定を例にとると、歳入となる税収は経済成長をする限り毎年、着実に増える。歳出もシーリング（上限枠）が課せられる一般会計と異なり、甘くなる。道路特定財源はあり余る歳入に対応しようと、「道路」の定義を拡張して、植栽も「道路」に取りこんだ。マッサーシチェアなどにも使われたことは広く知られるところである。

時代とともに事業のニーズや必要性は大きく変化する。特定財源という安定した財源の下では、厳しい歳出の見直しは行われず、不要な事業が継続され財政が硬直化する。これが特定財源制度の弊害である。

受益と負担の関係が変化しているという認識も必要だ。石油石炭税の納税義務者は輸入者だが、製品価格に転嫁されるので負担者は消費者、国民全体である。ところが、歳出は形の上でこそ一般会計を通るが、特別会計の事業に限定して使われる。受益者負担の理屈が崩れてきている。

今後、石油石炭税は地球温暖化対策税として増税が検討されている。その増税を特定財源にすることは、税金の無駄遣いを拡大させることになる。一般財源化の方向で見直す必要がある。短時間の仕分けでは難しいかもしれないが、このような根本的な問題にメスを入れてこそ、「特会の闇」は無くなるのではないか。